

## 堺市障害者自立支援協議会 後援名義使用許可等に関する基準

この基準は、堺市障害者自立支援協議会が後援、協賛（以下「後援等」という。）をする際の取扱いについて定めるものとする。

なお、各区障害者自立支援協議会が後援等をする際についても、この基準に準じて実施の上、事前及び事後に事務局を通じて会長に許可等の報告をするものとする。

### （審査基準）

主催者から後援等の依頼があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これに対し、後援等をするものとする。ただし、会長において特に必要があると認められる場合は、この限りではない。

- （１）営利を目的とする事業
- （２）不特定多数の市民の参加を前提としていない事業
- （３）政治団体または宗教団体の活動に利用されると認められる事業
- （４）その他後援等を行うことが相応しくないと認められる事業

### （申請書類）

後援等の申請は、次の書類を提出することとする。

- （１）申請書
- （２）事業計画書（開催要項）
- （３）規約（会則、定款）
- （４）役員名簿
- （５）収支予算書
- （６）その他当該事業の内容、組織、活動等に関する資料

### （承認の条件）

後援等を行う場合は、次の条件を付することができる。

- （１）事業は、申請書等に記載された計画に基づき実施すること。やむを得ず、内容を変更しようとする場合には、あらかじめ承認を受けること。
- （２）事業実施に際しては、営利を目的とするような行為をしてはならない。
- （３）事業実施に際して十分な安全対策を講じること。事故等の責任は一切負わない。
- （４）事業終了後 1 ヶ月以内に、実施に際して配布または掲示した要項、プログラム、ポスター等を添えて、その結果について報告書を提出すること。
- （５）上記（１）から（４）までの事項に違反した場合及び後援することが不適当と認められた場合には、後援等を取消し、以後承認しないことがある。

なお、経費の負担については、一切行わない。